

なかよく みんな えがおで



あなたと町を結ぶ

広報

なみえ

2

2020

No.649

毎月1回1日発行



今月の表紙

浪江から新たな世界への門出を祝って

(1月11日 祝 令和2年 浪江町成人式)



はーい♪

火の用心
火の元しっかり
確認しましょう



うけどん

- 2 ご成人おめでとうございます
- 4 町政懇談会 開催報告
- 5 こんにちは民生委員です！
- 6 税の申告はお早めに
- 8 みんなでともに乗り越えよう
- 10 保健だより
- 11 みんなの図書館／なみえ創成通信
- 12 法律知識
- 13 まちの話題
- 14 情報ぴっくあっぷ
- 26 浪江のこころ通信
- 28 連絡先一覧／子育て広場

ご成人おめでとうございます



1月11日、浪江町地域スポーツセンターにおいて、令和2年浪江町成人式が行われました。

今年の浪江町の新成人は188人。成人式に出席した61人は、ふるさとで成人を迎えることができた喜びを感じるとともに、将来への決意を新たにし、家族や久しぶりに再会した友人・恩師に見守られる中、大人への第一歩を踏み出しました。



会場前で記念撮影



●新成人代表●
金山 裕生さん
(刈野地区)

誓いの言葉



れつつあります。

そして、浪江町は間違いない私たちのよりどころの一つです。私は田植えを手伝い自分が食べるお米を育てたり、海や渓流で釣りをしたりしていました。豊かな自然に育ててもらいました。十日市祭や地域の盆踊りに参加したこと、大堀相馬焼を自分で作ったことなど多様な文化にも恵まれていました。こうしたこと一つ一つが私たちの人格形成に大きな影響を与えてくれました。

また、自分にとって「ふくしま駅伝」で浪江町代表として走ることは、自分に目標と人とのつながりを与えてくれました。いつかは浪江町に帰って暮らしたいと思ってています。しかし浪江町にいる人、災と原発事故は、浪江町のみならず、世界に衝撃を与えるほどの出来事でした。毎年3月が近づくと悲しさやもどかしさが混ざった複雑な気持ちはなります。私たちが「新しい浪江」をつくっていかなければなりません。

現在、多くの人たちの力により、講戸漁港が再開、3月には常磐線が全線開通するなど、少しづつではありますがや自然と共に生ずる生活を、完全に元通りにすることはできないと思います。しかし浪江町に関わる人、全員が力を合わせて、私たちが「新しい浪江」をつくっていかなければなりません。

過去にあったことを伝え、現在の問題を解決する責任があると思っています。常にそのことを忘れずに、自分自身の信念を持つて何事にも全力で取り組みたいのです。将来進むべき道はそれぞれですが、より良い社会を築いていくために私たちは力を尽くしてまいります。そして、何事においても最後に一番重要なのは人だと思っています。浪江で出会った人、浪江をきっかけに出会った人との縁を大切にして、一日を精一杯生きていく決意を申し上げ、誓いの言葉といたします。



●幾世橋地区●
吉田 明美さん

「この度、成人式を迎えたこと、大変うれしく思います。」という当たり障りのない書き出し、「浮かない」内容を求められるという空気感。社会に出るといふことは、大人になるということはこういうことなんかと思いました。

私はまだまだ未熟者で、出会つてきた人、自分に起きた全てのことへの感謝は絶対忘れず、私は私がいられるようになっていくことを思っています。



●浪江地区●
吉田 祥恵さん



●柴野地区●
吉田 裕也さん

人としての自覚を持ち、責任のある行動をとることも、何事にも挑戦し続けられるように邁進していく所存です。また、家族はもちろん、これまで私に関わつてくださった全ての方々への感謝の気持ちを忘れず、微量つつでも恩返しができるよう頑張ります。

この度、無事に成人式を迎えることができ、大変うれしく思います。こうしてこの日を迎えたのも、家族はじめ周りの方々の支えがあつてのことです。震災から9年が経とうとしており、当時子供だった私たちも大人になり、これからは誰かの見本となる大人になれるように頑張つてください。



●刈野地区●
根岸 綾奈さん

この度、浪江町で成人式を迎えることができ、大変うれしく思います。



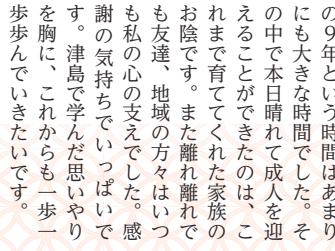
●大堀地区●
宇佐見滉一さん



●津島地区●
三瓶 元子さん

この度、浪江町で成人式を迎えることができたのは、これまで育ってくれた家族のお陰です。また離れて暮らす友達、地域の方々はいつも私の心の支えでした。感謝の気持ちでいっぱいです。津島で学んだ思いやりを胸に、これからも一步一歩歩んでいきたいです。

この度、無事に成人式を迎えることができました。両親をはじめ、今まで支えてくれた皆さまに感謝しています。



浪江町政懇談会を開催しました

企画財政課情報統計係
0240(34)0241

10月20日から11月20日にかけて、県内外7か所において浪江町政懇談会を開催しました。町からは町内の復興状況と町の取組を説明し、その後、町民の皆さんとの意見交換を行いました。内容（※一部抜粋・論点整理・要約）について掲載）をお知らせします。

● 紛糾の維持

【問】町政懇談会のような、顔と顔に向かい合って話す機会を多く設けてほしい。
【答】現在、紛糾の維持が一番大事であると考えており、町政懇談会のような大々的な場以外でも要望があれば、町長副町長をはじめとして職員が積極的に出席してまいります。

● 高速道路無料化

【問】「ふるさと帰還通行料カード」の使用期間を延長しては



● 国民健康保険税・医療費負担の減免

【問】国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、医療費の一部負担、介護保険料などの減免・免除は継続するのか。
【答】いずれも国の施策でありますので、あらゆる機会を捉えて関係機関に対し延長の要望・要求を行っております。

● 上下水道料金の免除

【問】上下水道料金の免除はいつまでか。
【答】予算や議会との相談により決定していくこととなります。次年度の取扱いについては、早急にお示しできるよう努めてまいります。

● 賠償

【問】東京電力への損害賠償請求の時効を延長してほしい。
【答】町を支援していただきて

日付	会場	参加人数
10月20日(日)	(二本松市) 安達文化ホール	13
10月21日(月)	(浪江町) 浪江町地域スポーツセンター	25
10月23日(水)	(郡山市) 中央公民館・勤労青少年ホーム	3
10月24日(木)	(いわき市) いわき市文化センター	14
10月31日(木)	(福島市) とうほう・みんなの文化センター	7
11月14日(木)	(仙台市) 仙台国際センター展示棟	18
11月20日(水)	(東京都) 星陵会館	11

● 町政懇談会の参加人数

【問】せっかくの町政懇談会なのに参加者が少ない。
【答】町としても懸念に思っています。今回の町政懇談会は、町民の皆さんの生活に直ちに影響を及ぼすテーマがなかったのだとうと考えています。今後はより多くの町民の皆さんに参加していただけるよう、周知などを工夫してまいります。

● 農地管理

【問】管理されないと農地は荒れてしまう。対策を進めてほしい。
【答】立野、刈宿、北幾世橋、棚塙で地権者説明会を実施し、農地を貸したい人と借りたい人のマッチングを行い、地域の農地をどう管理していくかを検討していくことから始めております。他の地区についても準備が整い次第、順次同様に進めてまいります。

● 町の財政

【問】町の財政は、収入の8割が県・県からの補助金などとなっており、かなり厳しい状況にある。今後の計画をしっかり立ててほしい。
【答】町の収入は、自主財源が15パーセント、国・県からの交付金が85パーセントとなっています。令和2年以降も復興庁と同等の組織を作つてもらい、支援が継続して行われるよう望んでいます。

いところが多く、イノシシの隠れ家になってしまっています。対策を進めてほしい。宅地は個人の財産となるので、管理は所有者にお願いします。今のところ期限は設けられておりません。

広報などで除草を行つていただけるよう周知を図つています。

こんにちは
民生委員
です！

問 介護福祉課福祉係 0240(34)0238

民生委員・児童委員の活動

① 社会調査

住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。

② 相談

住民の抱える問題を、相手の立場に立ち、親身になって相談に乘ります。

③ 情報提供

社会福祉の制度、サービスの内容や情報を住民に的確に提供します。

④ 連絡通報

住民が個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスを受けられるよう、関係行政機関・施設・団体などに連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を務めます。

⑤ 調整

住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が図られるよう支援します。

⑥ 生活支援

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制を作っています。

⑦ 意見具申

活動を通じて得た問題点や改善策を取りまとめ、必要に応じて民生児童委員協議会を通じて関係機関などに意見を提起します。

※避難中の現在は、県内を5方部（福島・二本松・本宮・郡山以南、相双・浪江、いわき）に分け、借上げ住宅に住む65歳以上の独居の人を中心訪問しています。



住民の相談役です

12月5日、民生委員・主任児童委員の委嘱状交付式を行いました。

新たに委嘱された皆さんを紹介します。（敬称略）

牛 橋 上 川 川 佐 8 7 6 4 3 2 1
ノ ノ 添 添 屋
渡 渡 原 原 北 北 前 区 区 区 区
高 橋 植 横 山 本 木 鈴 小 木 若 龍 渡 邊
武 鈴 木 横 田 本 城 木 小 村 潤 大 内 田 明 美
内 木 ク 植 由 秀 正 友 和 愛 子 治 幸 真 理 子
典 正 由 子 友 子 兼 幸 美 子

浪江地区（14人）

小 大 井 酒 両 中 請 請 戸 請 戸 北 南 棚 塙 北 橋 南
丸 堀 手 井 竹 浜 南 北 佐 田 上 田
山 武 松 阿 田 本 部 竹 本 竹 渡 部 山
田 光 京 春 充 子 子 代 秀 玉 恵 み つ い 忍 弘 博 子 育 子 博 子

幾世橋地区（3人）

酒 茎 西 立 立 立 室 室 加 田 田 小 田 野
田 宿 橋 台 下 中 上 原 原 倉 尻 尻 田 川 佐 藤
佐 佐 林 古 川 江 利 博 德 正 仁 晴 良 信 尚 武
藤 藤 原 田 佐 藤 吉 青 赤 間 珠 代 梅 ふみ 子
常 博 文 良 利 德 郎 正 仁 晴 良 信 尚 武

刈野地区（10人）

大 手 七 手 七 手 七 手 木 赤 宇 木 赤 宇 木 羽 津
高 橋 義 仁 義 仁 義 久 石 井 渡 末 永 附 島 菅 野
み ち 子 近 藤 美 美 美 美 美 美 美 美 美 美 美 美 美 美
牛 来 美 江 子 仁 美 美 美 美 美 美 美 美 美 美 美 美 美 美
高 橋 み ち 子 京 子

津島地区（8人）

○任期は、令和元年12月1日から3年間です。

介護保険と確定申告について

確定申告において、①社会保険料控除として介護保険料、②医療費控除として介護サービスの利用料、寝たきりの人のおむつ代、③障害者控除として所得税法上の障がい者と同等と認定された要介護認定者がいる場合などについては、所得控除の対象となります。

①社会保険料控除

平成31年1月から令和元年12月までに介護保険料を納付した人は社会保険料控除の対象となります（介護保険料が減免になっている場合は該当しません）。

②医療費控除

- 介護サービス（居宅サービスや施設サービス）利用料などのうち、領収書に「医療費控除対象額」と記載されているものが対象となります。
- 寝たきりの状態で、治療上、おむつの使用が必要な人は、おむつ代が対象となります。

③対象者

おむね6か月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上、おむつの使用が必要な人

▷必要書類

- 《初めて控除を受ける人》
- ・領収書
- ・医師が発行する「おむつ使用証明書」
※証明書様式は介護係に備え付けています。
《2年目以降の人》
- ・領収書
- ・医師が発行する「おむつ使用証明書」または、町が発行する「おむつ代医療費控除証明書」
※「おむつ代医療費控除証明書」の交付は、町に申請が必要です。

④障害者控除

65歳以上で、介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者控除を受けられる場合があります。

▷対象者

65歳以上の浪江町介護保険被保険者で、要介護1から要介護5までのいずれかの認定を受けている人のうち、要件に該当する人（要件とは要介護認定の際に、町が収集した主治医意見書の日常生活自立度によります）。

▷基準日

所得控除対象年の12月31日（被保険者が年の途中で死亡した場合は、当該死亡の日）

▷必要書類

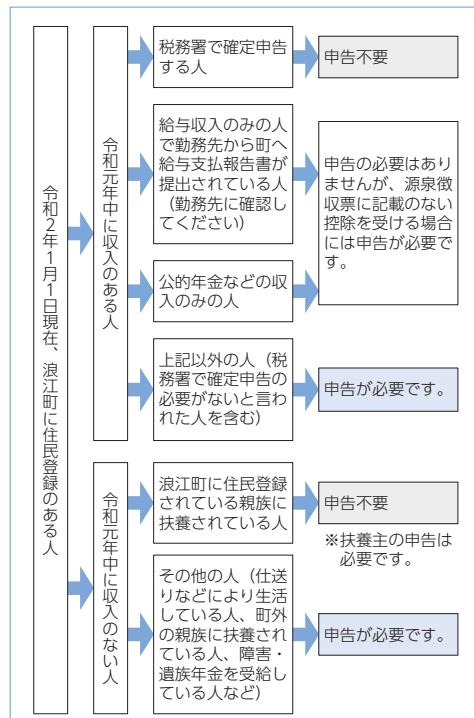
《浪江町役場本庁舎・二本松事務所で申告する場合》
不要です。

《上記以外の場合》

「障害者控除対象者認定書」が必要です。
※「障害者控除対象者認定書」の交付を希望する場合は、介護係へ申請書を提出してください。申請書は、介護係に備え付けています。また、町ホームページからもダウンロードできます。
※申請書を審査の上、発行となりますので、手続は余裕をもって行うようお願いします。

問 介護福祉課介護係 TEL 0240(34)0226

住民税(町・県民税)の申告が必要な人の目安



※町や県から土地の収用があった人は、住民税（町・県民税）の申告が必要になります。

確定申告書は国税庁ホームページで作成し、郵送で提出できます

確定申告期間中は、申告会場が大変混雑するため、長時間待つ必要がある場合があります。

自宅などで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅のプリンターなどで印刷したものを郵送などで提出することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ「令和元年分確定申告特集」をご覧ください。

URL <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>



台風19号および豪雨災害による雑損控除の申告をする人は、最寄りの税務署に相談してください。なお、浪江町の各申告会場では受付できないので、注意してください。



問 住民課課税係
TEL 0240(34)0224

住民税(町・県民税)の申告は「町役場」へ

住民税（町・県民税）の申告相談を実施します。
(町役場では申告期間外の所得税確定申告の相談は受けられません)

●日程および会場

2月17日(月)～2月28日(金)

(22日(土)、23日(日・祝)を除く)

振替休日の24日(月・祝)は受け付けます。

浪江町役場 二本松事務所 1階 会議室

3月2日(月)～3月16日(月)

(7日(土)、14日(土)、15日(日)を除く)

8日(日)は受け付けます。

浪江町役場 本庁舎 2階 大会議室

●受付時間 9時～15時

※会場が二本松事務所の場合は、本庁舎では受付できません。また、会場が本庁舎の場合は、二本松事務所では受付できませんので、注意してください。

次に該当する人は、税務署で申告をしてください。町役場では受付できません。

- ▷消費税・贈与税・相続税、土地や株式の譲渡所得などの申告をする人
- ▷初めて住宅借入金等特別控除を受ける人
- ▷過年度分の申告をする人
- ▷準確定申告をする人
- ▷青色申告をする人
- ▷配当・株式譲渡の損益通算をする人

所得税の申告は「税務署会場」へ

県内では次のとおり各税務署が申告相談会場を開設しています。受付時間は各会場で異なりますので、詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。なお、開設期間以外の申告相談については、各税務署で行っています。

●日程 2月17日(月)～3月16日(月)

(土・日曜日、祝日を除く)

※ウィル福島アクティおろしまち（福島税務署開設）では、2月24日(月・祝)および3月1日(日)も相談会場を開設します。

●申告相談会場および連絡先

税務署	確定申告相談会場	連絡先
福島	ウィル福島 アクティおろしまち (福島市鎌田字卸町10-1)	024 (534)3121
会津若松	会津アピオ アピオスペース1階 (会津若松市インター西90)	0242 (27)4311
郡山	南東北総合卸センター イベントホール (郡山市喜久田町卸一丁目1-1)	024 (932)2041
いわき	イオンいわき店 2階 (いわき市平字三倉68-1)	0246 (23)2141
白河	白河市産業プラザ人材育成センター 2階講堂（白河市中田140）	0248 (22)7111
須賀川	須賀川市産業会館 2階 (須賀川市花岡34-2)	0248 (75)2194
喜多方	喜多方税務署内 (喜多方市字花園38)	0241 (24)5050
相馬	相馬市振興ビル 6階 (相馬市中村字塚ノ町65-16)	0244 (36)3111
二本松	二本松市民交流センター 1階多目的室 (二本松市本町2-3-1) ※駐車場有料	0243 (22)1192
田島	田島税務署内 (南会津町田島字寺前甲2939-2)	0241 (62)1230

必要書類など

項目など	必要書類	
	給与	源泉徴収票（原本）
所得など	雑・公的年金等	白色申告者 …取扱の内訳（各合計） が分かるもの
	事業・営業等	本人確認できるもの（運転免許証など）
	事業・農業	本人の通帳、キャッシュカードなどの口座番号が分かるもの
	不動産	確定申告書の控えまたは住民税申告書の控え (前年申告をした人のみ)
賠償金など	給与(就労不能損害) 事業・営業等 事業・農業 不動産	東京電力による各賠償額の内訳と合意日などが分かる明細書
控除など	生命保険料控除 地震保険料控除	会社などが発行する確定申告用の証明書（原本）

※会社などで年末調整している人で、その収入と所得控除に変更がない人は確定申告をする必要はありません。
※申告の内容によっては、別に書類が必要となる場合がありますので、最寄りの税務署へ事前にお問い合わせください。

みんなで ともに 乗り越えよう



始まりました
花木の出荷が

浪江町花卉研究会の花木
会に所属している安倍政信さ
んが、北棚塙で栽培している
花木の出荷を始めました。
元々稻作農家だった安倍さ
んは、農業機械や苗木の購入
費用を補助する「原子力被災

町の農林水産業 再生に向けて

問 農林水産課農政係
問 農林水産課農林水産係

Tel 0244-3434-0024-45

12市町村農業者支援事業
交付申請中ですが、事業承認
を受ける前に、自費でユーパ
リの苗を購入・定植・栽培し、
初出荷を迎えました。
出荷した「ブリシアナ」「銀
世界」という品種は、ここ数
年、市場で人気が高まってい
る花木で、現在、大田市場(東
京都大田区)で取り引きされ
ています。

農業委員会だより

農地利用最適化推進委員を募集

農地の現場活動を担当する農地利用最適化推進委員に欠員が生じたので、次のとおり募集します。

募集人員（担当地区）	1人（津島地区）
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> 農地利用の最適化のために現場活動を行う 農業委員会総会に出席し意見を述べる
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> 浪江町に住民登録がある人 農地などの利用の最適化に熱意と識見を有する人
報酬	204,000円（年額）
任期	4月1日(水)～令和3年7月7日(水)
募集期間	2月3日(月)～3月2日(月)（※郵送の場合は必着）
申込方法	申込書に必要事項を記入の上、直接または郵送で農業委員会事務局（〒979-1592 浪江町大字幾世橋字六反田7-2 浪江町役場農林水産課内）に提出してください。 なお、申込書・募集要項は、農業委員会事務局窓口および各出張所窓口に備え付けています。また、町ホームページからもダウンロードできます。
留意点（身分）	非常勤の特別職の職員

農地法の許可が必要な各種申請書の3月の申込締切日は2日(月)です。

問 農業委員会事務局(農林水産課内) Tel 0240(23)5706

ここから下は広告です。

浪江町を復興していくためには、町民の生活再建・健康管理、インフラの復旧、将来に向けたまちづくり、賠償問題、絆の維持など多くの課題があります。

その中で、町がどのような取組をしているのかをお知らせします。

再生可能エネルギー普及に資する材料の生産工場が起工令和2年10月稼働予定

12月13日、(旧)浪江日立化成工業株式会社(川添地区)において、LEシステム株式会社が、敷地内にある工場の改修工事に係る起工式を開催しました。

同社工場では、再生可能エネルギーの普及に向けて必要性が高まっている蓄電池の一つ「レドックスフロー電池」で使用する「バナジウム電解液」の生産を計画しており、その先進性から、海外からも注目を集めています。

初めて自社生産工場を構える同社は「地域に貢献できる企業を目指したい」としており、地元雇用にも積極的であり、地域経済の活性化への後押しが期待されます。



地域経済の活性化を期待して



参列者を代表して挨拶

問 産業振興課産業創出係 Tel 0240(34)0248

ここから下は広告です。

2月の休館日

3日(月) 10日(月) 11日(火・祝) 16日(日)
17日(月) 23日(日・祝) 24日(月・祝)

浪江in福島ライブラリー きぼう(仮設浪江町図書館)
Tel/Fax 024(573)4295 E-mail:namelib@gmail.com
〒960-0241 福島市笹谷字片目清水30-8
◆貸出冊数 1人5冊まで ◆利用時間 9時~17時
※気軽にご利用してください。



「ライオンのおやつ」

小川糸/著 ポプラ社2019

若くして余命を告げられた主人公の海野栗は、瀬戸内のレモン島にあるホスピス「ライオンの家」で残りの日々を過ごすことを決め、海とレモン畑に囲まれた生活で体も心も癒やされています。

その「ライオンの家」では、入居者たちが“もう一度食べたい思い出のやつ”をリクエスト箱に投函すると、毎週曜日の「おやつの時間」で食べることができます。なつかかりエストできずにいた栗が最後に決めたのは、幸せだった思い出が詰まったものでした。毎日をもっと大切に生きること、そして、死ぬことを正面から描いている物語です。

長い間、ご利用いただきありがとうございました

浪江in福島ライブラリー きぼう(仮設浪江町図書館)は、3月15日(日)をもって閉館することとなりました。

本施設の蔵書・資料は、今後、浪江町内で再開を予定している「浪江町図書館」で貸出などを行う予定です。



読んでみませんか

「百花」

川村元気/著 文藝春秋2019

大晦日に実家に帰った38歳の主人公・葛西泉。夕食の支度をしているはずの母は家を空け、夜の公園で一人ブランコに揺られていた。几帳面だったのに汚れた食器を台所に放置して…。

やがて認知症と診断された母は、一人息子の泉のことすらも少しずつ忘れていく。母を介護しながら思い出を手繕り寄せていく泉は、2人の心に長い間しごりとして残っている過去の「事件」とも向き合う。認知症の母とその息子の交流を軸に、切なくも美しい「記憶」の物語です。

読書



なみえ創成通信

学校の基本理念 子どもたちの生きる力と夢を育み、地域の未来を切り拓く学校

ふるさと創造学サミット

12月14日(土)



トルコギキョウグループ

エゴマグループ

ビッグパレットふくしま(郡山市)において「ふるさと創造学サミット」が開催され、双葉郡8町村の児童・生徒が参加しました。農業を通して浪江町の復興に貢献している取組を、小・中学生が3つのグループ(エゴマ・大豆・トルコギキョウ)に分かれて発表しました。

地域の皆さんと一緒に

12月12日(木)

12月23日(月)



チューリップ球根の植栽
寛仁親王妃信子さまからいただいた球根を、花壇に植えました。
春の開花が楽しみです。

「もちつくどー！」
多くの皆さんの協力のお陰で貴重な体験ができました。つきだての餅は、おいしかったです。

なみえ創成小学校・中学校ブログ

なみえ創成

検索

問 なみえ創成小学校 Tel 0240(23)5335 問 なみえ創成中学校 Tel 0240(23)5336

予防接種はお済みですか？

対象年齢を過ぎると費用が自己負担となるので、注意してください。また、母子健康手帳を持参してください。なお、県外にお住まいの方は、避難先の市区町村に問い合わせください。

麻しん・風しん

区分	対象年齢	接種期間
1期	1歳以上2歳未満	1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前日まで
2期	幼稚園年長児に相当する年齢	3月31日(火)まで

保健だより



問 健康保険課健康係
Tel 0240(34)0249

二種混合（破傷風・ジフテリア）

△対象年齢
11歳以上13歳未満



浪江町健康ポイント事業は3月2日(月)まで実施

皆さん申請はお済みですか。

歯磨きやウォーキング、健診の受診などの健康に役立つ取組がポイントとなり、合計3,000ポイントを達成すると「ふくしま健民カード」が発行され、県内協力店で様々なサービスを受けられます。

△対象者

- ・浪江町に住民登録がある18歳以上の人（高校生を除く）
- ・町内の事業所に勤務している人

△「浪江町健康ポイント事業」台紙配布場所

健康係、二本松事務所および各出張所、浪江町地域スポーツセンター



11月2日(土)の総合健診では歯科検診も実施

豊嶋歯科医院の協力の下、総合健診とともに歯科検診が実施され、27人が受診しました。



うけどんの

健康知恵袋



がん検診の「要精検」とは？



日本人の2人に1人は何らかのがんにかかるとされ、死亡原因では1位となっています。しかし、たとえがんを発症しても早期に治療することで、心身への負担を和らげるとともに、治療法の選択肢が増え、治る可能性も高まります。

がん検診で、がんの疑いがある「病変」などが見つかった場合に「要精検」という結果が出ます。「要精検」とは、疑いがある場所を調べ、良性か悪性かなどを診断する精密検査です。「要精検」の通知を受け取った人は、必ず早期に精密検査を受けましょう。

あるけあるけ初日詣大会が開催

1月1日、新春の恒例イベントである「あるけあるけ初日詣大会」が開催され、令和最初の初日の出を見ようと約150人の参加者が、集合場所の「まち・なみ・まるしぇ」に集まりました。

参加者は、イベント会場の大平山靈園までの約3キロメートルを歩き、到着した会場では、温かい飲み物やなみえ焼そばなど、冷えた体を温めながら、初日の出を待ちました。

早朝にもかかわらず、初日の出を見るために大平山靈園と請戸海岸あわせて500人以上の人々が訪れ、6時50分ごろ、太平洋から鮮やかな初日が昇ると、参加者からは歓声が上がりました。



新しい年の幕開けを告げる初日の出

“復興を願い” 請戸漁港出初式が開催

1月2日、請戸漁港において、出初式が開催されました。

出初式では、漁業の“安全操業”“大漁満足”を祈念する神事が執り行われた後、晴れ渡った青空の下、鮮やかに彩られた大漁旗をなびかせた漁船16隻が次々と出港していきました。沖合に出た漁船は、漁業の安全と豊漁、そして請戸漁港の復興を願いお神酒をささげました。

今後は、漁業の拠点となる「浪江町水産業共同利用施設」が10月に完成したことに伴い、請戸漁港で水揚げされた新鮮な魚介類が、浪江町から全国へ流通することが期待されます。



「浪江女子発組合 第1回定期大会」が開催



浪江女子発組合 定期大会

新曲「あるけあるけ」を初披露

12月8日、サンシャイン浪江を会場に、浪江町から元気を届けるご当地アイドル「浪江女子発組合（JA浪江）」の第1回定期大会が開催されました。

11月に開催された十日市祭でのお披露目以降、町内で初めてのイベントとなった定期大会では、浪江町行政区長会長の佐藤秀三さん、「なみとも」で活動している小林奈保子さんが登壇し、浪江女子発組合と「浪江町の今を伝える」パネルディスカッションが行われました。浪江女子発組合のメンバーからは「今後、浪江町でこれまで私たちもやったことがないような新しい取組をしていきたい。そこで、町民やファンの皆さんと触れ合う場が増えることはとてもうれしい」と、活動への思いが語られたほか、浪江町を元気にするための企画などを来場者に呼び掛けました。

2月15日（土）には、「浪江女子発組合 第3回定期大会」の開催が予定されています。

詳しくは、「浪江女子発組合」公式ホームページ（<https://www.janamie.com/>）または「なみえまるみえ」（<https://www.730.media/>）をご覧ください。

いつが役に立つ

法律知識 No.38



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属:福島県弁護士会)



相手からの嫌がらせを止めようとして、手で押し倒してしまった場合、“暴行罪”として罪に問われるのか、“正当防衛”が認められるのか教えてほしい

今回の事例

私が不動産業を営んでいる建物と土地は、私と兄で2分の1ずつ共有していました。ところが、兄には借金があり、建物と土地の共有持分権が競売にかけられ、Aさんが共有持分権者となりました。Aさんは私に建物と土地を明け渡すよう訴えを起こしてきましたが、明渡しを請求された訴訟は、私の勝訴で終りました。

先日、裁判で結論が出たにもかかわらず、Aさんが建物に使用禁止の看板を何度も取り付けようとしていたため、Aさんのことを手で数回押したところ、Aさんは倒れてしましました。私は女性で、身長は150センチメートルしかありませんが、Aさんは男性で身長は180センチメートルほどありますし、力を入れて押したわけではありません。わざと倒れたのではないかと思います。Aさんが警察に通報したため、私は警察から事情を聴かれることになりました。私は暴行罪に問われるのでしょうか。

押し倒されたから
“暴行罪”だ！



自分の権利を守るために
“正当防衛”です！



Aさんを押したことは、暴行罪に該当すると言わざるを得ませんが、**今日は正当防衛が成立し、罪に問われることはあります。正当防衛は、違法な侵害が行われているか、または差し迫っている際に、自分や人の権利を守るため、やむを得ずに反撃行為をしたときに成立します。**

今回、Aさんは、訴訟で負けているにもかかわらず、建物に使用禁止の看板を取り付けようとしています。したがって、相談者自身の権利に対する違法な侵害が行われているといえます。

また防衛行為も、本来であれば倒れるようなことのない力で数回押した程度であり、体格や性別の違い、今までの事情からすれば、やむを得ずにした行為といえ、正当防衛が成立します。

ただ、手を出している以上、起訴される可能性はあります。被告人となると、結果的に無罪となったとしても、多大なストレスを受けることになります。今回の事例の場合、たとえ違法な行為をされたとしても、その場では手を出さず、民事訴訟などの手段を探り解決していくことが、より良い方法だったのではないでしょうか。

福島県の 最低賃金が改定

令和元年10月1日に福島県
の最低賃金が改定されました。

地域別最低賃金（時給）

● 最低賃金額………798円

● 特定最低賃金（時給）

● 計量器など精密機器製造業

● 輸送用機械器具製造業

● 自動車小売業………867円

● 電気・情報通信機械器具製

造業など………833円

● 非鉄金属製造業………865円

※ 詳しくは左記または各労働

基準監督署まで問い合わせ

てください。

問 福島労働局賃金室

Tel 024(536)4604

「ふくしま 就職ガイダンス (合同企業説明会) が開催

● 対象者

● 令和3年3月卒業（修了）
予定の大学院 大学、短期
大学などの学生

● 平成30年3月以降に大学

JR大宮駅前で 町の特産品を販売

△期間

2月22日(土)～26日(水)

△場所

まるまるひがしにほん・東
日本連携センター（埼玉
県さいたま市大宮区大門町
1-6-1）

※ 詳しくは、「なみえまるみ
え」をご覧ください。

問 産業振興課商工労働係

Tel 0240(34)0247

きまたはFAXで応募して
ください。
△必要事項
氏名（ふりがな）・性別・
生年月日・住所・電話番号・
職業・募集を知ったきっかけ
・応募理由

△応募期限
2月25日(火)（着込）

※ 関東森林管理局ホームページ
（<https://www.rinya.maff.go.jp/kantou/kikaku/kokuyurinmonita.html>）からも応募できます。

申 関東森林管理局国有林
モニター担当係（企画調整
課内）（〒371-8508
群馬県前橋市岩神町4-16
-125）

Tel 027(210)1150
Fax 027(210)1154

福島広域雇用促進 支援協議会からの お知らせ

● 職場体験実習
説明会

△内容
1人15分程度の個別説明会
(参加費無料)

「大人のインターナンシップ」 説明会

△申込方法
氏名・年齢・学校名（団体
名）・電話番号（中・高生
は保護者の連絡先）を記入
の上、メールを送信してく
ださい。

△申込期限
2月19日(水)

申 問 福島広域雇用促進支援
協議会南相馬窓口（南相馬
市役所商工労政課内）

Tel 0244(26)7690

東日本大震災追悼 復興祈念イベント

「SOSO OF THE EA
RTH311-FUKUSHIMA
IMA2020」（入場無料）
が開催されます。特設ステー
ジでの音楽ライブや飲食ブー
スなど催し物が目白押しです。

△日時
3月8日(日) 10時～20時
3月9日(月) 9時～19時30分
3月10日(水) 10時～19時30分

△場所
浪江町地域スポーツセンター
ナショナルトレーニングセン
ターJヴィレッジ（柏葉町
大字山岡字美シ森8）

Tel 0244(26)1115

仮設・借上げ住宅にお住まいの人へ 供与期間が 3月31日(火)で終了します

令和元年8月に県からお知らせがあったとおり、浪江町から避難している人への仮設住宅・借上げ住宅の供与（無償提供）期間が、3月31日(火)で終了します。

現在、仮設住宅・借上げ住宅に住んでいる人は、2月29日(土)までに終了届を提出してください。

また、供与期間終了後の住居が決まっていない人は、早めの住宅確保をお願いします。なお、借上げ住宅の場合、自費契約に切り替えることで、継続して入居が可能となる場合があるので、貸主または不動産業者に相談してください。

【供与期間についてのお問合せ先】
福島県被災者の暮らし再建相談ダイヤル
0120(303)059（通話料無料）
受付時間 9時～17時
(土・日曜日・祝日、年末年始を除く)

国有林モニター 募集

関東森林管理局では、国有
林事業の運営や管理経営な
どに役立てるため、「国有林
モニター」を募集します。

△応募資格
関東森林管理局管内に在住
の国有林事業に関心のある
20歳以上の人

△応募方法
必要な事項を記入の上、はが
紙を提出してください。

問 福島県
支援・地域連携室

Tel 0244(26)1115

お世話を
なりました

12月をもって退職す
ることとなりました。
町民の皆さまの温かい
ご支援ありがとうございました。

担当 石井、大槻
担当 (6569)0214

卒業（修了）した人
卒業（修了）した人

院、大学、短期大学などを

卒業（修了）した人

△日時（※予約不要）
2月18日(火)

△会場
南相馬会場

△日時
2月18日(火)

△会場
ハローワーク相双

△日時（※要予約）
2月27日(木)

△会場
相馬会場

△日時（※予約不要）
2月27日(木)

△会場
求職者カフェ@南相馬

△日時（※予約不要）
2月19日(水)

△会場
ハローワーク相馬

△日時（※予約不要）
2月25日(火)

△会場
富岡会場

△日時
9時30分～11時30分

△会場
ハローワーク相馬

△日時
9時30分～11時30分

△会場
富岡会場

△日時
2月25日(火)まで

△会場
意見書類

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

△縦覧期間
3月10日(火)まで

△申込期限
3月10日(火)までに、縦覧場
所に備え付けの意見書に、
氏名、住所および意見を記
入の上、意見書箱に投函す
るか、問合せ先に郵送して
ください。

<p

各種証明書などの請求時における 「本人確認」に協力をお願いします

町は、第三者によるなりすまし(虚偽の請求)を未然に防止し、個人情報の保護を図るため、各種証明書の交付請求時などに、運転免許証などの本人確認書類により、申請者の本人確認を行っています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

窓口で請求する場合

各種証明書の交付請求などをする申請者の本人確認書類を提示してください。

代理人の場合、本人から委任されていることが分かる書面(委任状など)の提出および代理人の本人確認書類を提示してください。

郵便で請求する場合

窓口で請求する場合と同じく本人確認書類が必要です。本人確認書類の写しを同封してください。なお、旅券(パスポート)の場合は、住所が分かる本人確認書類も併せて必要となります。

本人確認の対象となる主な届出や証明書などの種類

住民票、印鑑証明書、印鑑登録、戸籍・除籍・改製原戸籍、住民票または戸籍記載事項証明書、住民基本台帳閲覧、受理証明書、身分証明書、戸籍の届出、住民異動届、臨時運行許可証、届出避難場所証明書、納税証明書、軽自動車(継続検査用)納税証明書、所得・課税証明書、非課税証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書(評価額、課税額)、名寄帳の写し、固定資産課税台帳等の閲覧、り災(被災)証明書 など

「本人確認書類」の一覧

	1点で本人確認できる書類	2点以上必要な書類 (②+②、②+③)
本人確認書類など	<p>① 写真付き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・個人番号カード(マイナンバーカード) ・写真付き住民基本台帳カード ・旅券(パスポート) ・在留カードまたは特別永住者証明書 ・船員手帳 ・無線従事者免許証 ・小型船舶操縦免許証 ・獣銃・空気銃所持許可証 ・電気工事士免状 ・宅地建物取引主任者証 ・身体障害者手帳 ・その他、国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書で顔写真を貼り付けた書類 など 	<p>② 写真なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証、健康保険証、船員保険証、後期高齢者保険証、介護保険証などの被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険などの年金証書 ・写真の貼付のない住民基本台帳カード ・その他、町長が上記の書類に準ずるものとして適当と認める書類 など <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真付き学生証 ・法人が発行した写真付き身分証明書 ・国または地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの ・その他、町長が上記の書類に準ずるものとして適当と認める書類 など

* 「氏名および住所」または「氏名および生年月日」が確認できることが前提で、証明書類に有效期限がある場合、期限内の書類のみ有効となります。また、「ふるさと帰還通行カード」「通知カード」は本人確認書類とみなしません。なお、本人確認ができない場合、証明書などの交付ができないため、上記の本人確認書類の提示が難しい人は、事前に問い合わせてください。

問 住民課住民係 TEL 0240(34)0230 ・ 问 住民課税務管理係 TEL 0240(34)0223

ここから下は広告です。

令和2年度

町税などの減免基準をお知らせします

個人住民税(町・県民税)

(1) 平成23年3月11日時点で、避難指示区域に指定された区域に住民登録があった人は、令和元年(平成31年)中の合計所得金額に応じて、次のとおり減免されます。

合計所得金額	減免割合
300万円以下	100%
300万円超~400万円以下	75%
400万円超~500万円以下	50%
500万円超~750万円以下	25%
750万円超	減免なし

※繰越損失の申告をしている場合は、損失額を差し引く前の所得で適用する減免割合を判定

※譲渡所得の特別控除の申告をしている場合は、特別控除を差し引く前の所得で適用する減免割合を判定

(2) 事務所、事業所または家屋敷を有する人で、町内に住民登録がない人に対する均等割が全額減免されます。

固定資産税

(1) 土地・家屋

- 避難解除区域(旧避難指示解除準備区域・旧居住制限区域)……(地方税法により)2分の1を減免
 - 帰還困難区域……課税免除
 - 解体申請を行っている家屋……解体されたものとみなして減免
 - 家屋解体を行い更地となっている土地……令和3年度まで住宅用地の特例(※)適用
- ※住宅用地の特例とは
- 小規模住宅用地(住宅やアパートなどの敷地で200平方メートル以下の部分) [課税標準額] 価格(評価額)の6分の1
 - 一般住宅用地(住宅やアパートなどの敷地で200平方メートルを超える部分) [課税標準額] 価格(評価額)の3分の1
- ※家屋の床面積の10倍までの面積の用地に限ります。アパート・マンション・併用住宅は、計算が異なる場合があります。

(2) 債却資産

町内にある債務資産のうち、震災により使用不能などの状況にあるものは減免されます。

軽自動車税

前年度と同じく、震災以前に登録された車両のうち、国が定める避難指示区域内に継続して放置したまま使用していない車両は減免されます。

国民健康保険税・介護保険料

詳細が決まり次第、町ホームページなどでお知らせします。

問 住民課課税係 TEL 0240(34)0224 (個人住民税・軽自動車税・国民健康保険税に関すること)
 問 住民課課税管理係 TEL 0240(34)0223 (固定資産税に関すること)
 問 介護福祉課介護係 TEL 0240(34)0226 (介護保険料に関すること)

ここから下は広告です。

なみえタブレット 通信

「なみえ新聞」見ている？

福島県や浪江町の「今」のニュースをお伝えする「なみえ新聞」は、毎日夕方に新しいニュースをお届けしています！

町からのお知らせやイベント情報、クイズや動画など楽しいコーナーが盛りだくさん。

うけどんの“つぶやき”と“写真”が見られる「うけどんツイッター」も始まりました。

「なみえ新聞」は、自身のスマートフォンやアイフォンから見ることができます。アプリをダウンロードしてお楽しみください。



スマートフォン版
なみえ新聞▶

アイフォン版
なみえ新聞▶



注意：らくらくホンには対応していません。

「投稿した写真」が、町ホームページなどで紹介される？

多くの人が見るので楽しみにしている「撮れたて写真館」。

今後は、アプリ「なみえ新聞」を利用してない人でも「撮れたて写真館」を楽しめるように、投稿された写真の一部を「町ホームページ」や「広報紙」などで紹介する予定です。

このことに伴い、2月から写真投稿の表示が一部変更になります。

通常、「撮れたて写真館」は町民のみが閲覧できるコーナーですが、今回追加になった「一般公開OK」のチェックボックスにチェックを入れて投稿すると、町民以外の人でも、その写真を閲覧できるようになります。



※町ホームページなどで紹介する写真は、「一般公開OK」にチェックが付いているものが対象となります。

「一般公開」をしたくない人は、チェックボックスの「チェック」がはずれていることを確認の上、投稿してください。



【タブレットに関するお問合せ】

●特別料金プランを利用している人

浪江町タブレットサポートセンター TEL 0800(919)3287 (平日9時～17時15分)

●特別料金プランを利用していない人

浪江町役場企画財政課情報統計係 TEL 0240(34)0241 (平日8時30分～17時15分)

問 企画財政課情報統計係 TEL 0240(34)0241

ここから下は広告です。――



防災行政無線などを用いた情報伝達訓練を実施します

訓練実施日時 2月19日(水) 11時ごろ

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。

この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた訓練で、浪江町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

■訓練で行う放送試験

情報伝達手段	放送内容
防災行政無線	<p>町内に設置してある防災行政無線から一斉に放送されます。</p> <p>【放送内容】</p> <p>「上りチャイム音」 「これは、Jアラートのテストです。」 （3回繰返し） 「こちらは、ぼうさいなみえ広報です。」 （下りチャイム音）</p>

※ Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムのことです。

問 総務課防災安全係 TEL 0240(34)0229

消防署からのお知らせ

住宅防火

～命を守る七つのポイント～

《三つの習慣》

- ①寝たばこは絶対にしない
- ②ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- ③ストーブは燃えやすいものから離れた場所で使用する



《四つの対策》

- ①住宅用火災警報器を設置する
- ②防炎製品を使用する
- ③住宅用消火器などを設置する
- ④隣近所との協力体制を作る

火事と救急は119番

《消防署連絡先》

浪江消防署 TEL 0240(34)4111

富岡消防署 TEL 0240(22)2119



ステージ

8日
(土)

- 腹話術・ものまね CORUKA
- パントマイム演芸 エンジョイJOY
- 歌謡ショー 原田 雪見

9日
(日)

- ギター・歌唱ライブ すえながしょうすけ
- 浪江町復興応援アイドル reborn
- フリースタイルフットボール To-Ru

露店

- ひきたてコーヒー販売 カスタムコーヒー
- 似顔絵塗り絵 たれめのリリー

展示

- 廃炉・汚染水対策の現状 資源エネルギー庁

記念品

バレンタイン企画!!
“ありがとう”的気持ちを込めて
「ブチハートあられ」を
両日先着400人に
プレゼント!

※都合により、内容などを変更する場合があります。ご了承ください。

駐車場は役場敷地内駐車場を利用してください。皆さんのお越しを心からお待ちしています。

3月は7日(土) 8日(日)に開催!

問 産業振興課商工労働係 TEL 0240(34)0247

放射線相談員だより

～飲食物に放射線が当たると放射線がたまるの？～

浪江町役場本庁舎に放射線相談員が常駐しています。今回は飲食物に放射線が当たった場合どのようになるのかお話しします。

自宅に置いていた未開封のウイスキーがあるけど、放射線が当たって瓶の中に放射線がたまっていたら飲めないよね？

放射線は光と似た性質を持つので、物に当たってもたまることはあります。物を通り抜けるか、消えてしまいます。



そういうことなら、飲んでもいいの？



放射線は放射性物質から放出されます。密閉されている状態であれば放射性物質が瓶の中に入ることはないので飲んでも問題ないと思われます。心配な場合は、役場で実施している食品検査をお勧めします。

問 健康保険課放射線対策係 Tel 0240(34)0261

自家消費食品などの放射能簡易分析結果

問 健康保険課放射線対策係
Tel 0240(34)0261

町は、自家消費食品などの安全・安心のため、食品中の放射能を測る機器を配備し、放射性物質の測定を行っています。

■12月の分析結果（浪江町役場本庁舎、二本松事務所受付分合計）

全ての検体		基準値以上検出された検体		
区分	検体数	品名	基準値を超えた検体数	最大値 (Bq/kg) *
野菜	53	サツマイモ	1	297.6
果実	33	柿、ユズ	2	144.5(ユズ)
魚	0		0	
山菜、キノコ類	1		0	
米	0		0	
その他	7	イノシシ	1	6,400.0
水(井戸水・湧水など)	2		0	
合計	96		4	

* 基準値を超えた検体数が複数の場合は、数値の高いものを記載しています。

食品衛生法における基準値
(セシウム134、セシウム137の合算値)
・一般食品……………100Bq/kg
・飲料水……………10Bq/kg
・牛乳、乳児用食品…50Bq/kg

※容量不足となった検体の掲載は除いています。
正確な測定をするために、食品であれば500グラム以上、水であれば2リットル程度必要です。

※帰還困難区域以外のものを受け付けています。
自家消費食品などの簡易測定は、浪江町役場本庁舎、二本松事務所で随時受け付けています。
検査受付は原則平日のみになります。

※採取地など詳しくは、町ホームページをご覧ください。

給食食材の放射性物質測定結果

問 教育委員会事務局学校教育係
Tel 0240(34)5710

町は、なみえ創成小学校・中学校および浪江にじいろこども園に通学・通園する子供たちへ、安全・安心な給食を提供するため、国の出荷制限や摂取制限の対象外となっている安全な食材を給食に使用するとともに、給食食材の放射性物質を測る機器を配置し、放射性物質測定を行っています。

■12月の測定結果（なみえ創成小学校・中学校給食調理場内）

給食食材主要5品目を測定			
第1週	第2週	第3週	第4週
不検出	不検出	不検出	不検出

※なみえ創成小学校・中学校が冬期休暇のため、第4週については浪江にじいろこども園のみ測定しています。

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

わたくしたちのまち
(令和元年12月末現在)

人 口	17,166人
男	8,426人
女	8,740人
世 帯 数	6,855世帯
問 住民課住民係	Tel 0240(34)0230
居 住 人 口	1,189人
居 住 世帯 数	772世帯
※計上根拠…避難住民届、転入届、社会福祉協議会訪問など	
問 総務課防災安全係	Tel 0240(34)0229

お誕生日

出生届は14日以内に

こどもの名 性別 親の名 住 所

11月

下河邊 ひろ 純 男 秀行・早紀 権 現 堂

12月

原 田 真 里 男 正樹・玲菜 高 瀬
巻 まき 真 里 女 直樹・奈子 権 現 堂
上 じょう 里 くわ 真 里 男 健人・静香 酒 田
吉 田 まき 真 里 女 昌弘・幸 室 原
西 木 まき 真 里 男 和樹・美穂 請 戸
鈴 木 まき 真 里 男 敏範・千尋 権 現 堂
西 尾 まき 真 里 男 敏希・のぞみ 権 現 堂
梶 山 まき 真 里 男 真人・早紀 田 尻
佐 藤 まき 真 里 男 宝石・ななみ 権 現 堂
佐 藤 まき 真 里 男 葵・夢 谷 津 田

お悔やみ

死亡届は7日以内に

死亡者名 年齢 住 所

11月

猪 犬 昭 77歳 大 川 堀添添酒
佐 川 ハルヲ 95歳
常 盤 ケイ子 81歳
石 敏 夫 98歳

12月

末 永 久 夫 60歳 羽 川 附添竹渡
高 橋 秀 夫 55歳
新 妻 友 枝 90歳
猪 菊 普 勝 89歳
安 球 池 駒 93歳
田 中 トミイ 95歳
八 高 景 桥 弘毅 88歳
大 井 月 子 79歳
宮 代 芳 朗 101歳
大 井 月 子 88歳
宮 代 芳 朗 92歳

避難状況 (12月31日現在)

都道府県	人數	対11/30	都道府県	人數	対11/30
北 海 道	56	0	滋 賀 県	6	0
青 森 県	39	-5	京 都 府	33	0
岩 手 県	37	0	大 阪 府	66	0
宮 城 県	912	2	兵 庫 県	20	0
秋 田 県	43	-2	奈 良 県	5	0
山 形 県	123	0	和 歌 山 県	0	0
福 島 県	14,139	-8	鳥 取 県	0	0
茨 城 県	992	-4	島 根 県	4	0
栃 木 県	472	1	岡 山 県	22	0
群 馬 県	136	0	広 島 県	10	0
埼 玉 県	661	0	山 口 県	1	0
千 葉 県	561	0	徳 島 県	1	0
東 京 都	839	0	香 川 県	5	0
神 奈 川 県	423	0	愛 媛 県	8	0
新 潟 県	332	-1	高 知 県	5	0
富 山 県	15	-1	福 岡 県	19	0
石 川 県	27	0	佐 賀 県	4	0
福 井 県	11	0	長 崎 県	10	0
山 梨 県	37	0	熊 本 県	6	0
長 野 県	52	-2	大 分 県	5	0
岐 阜 県	16	0	宮 崎 県	10	0
静 岡 県	51	0	鹿 児 島 県	8	0
愛 知 県	40	-1	沖 縄 県	17	3
三 重 県	7	0	国 外	12	0

ありがとうございました

寄贈



クリエット
●株式会社crefft 代表取締役 黒坂 信一様 (写真中央)
●株式会社アイベックス 取締役部長 松本 章宏様 (写真左)
※黒坂様は浪江町の出身で、先般の台風19号により町が被災したこと聞き、「ふるさと復興のため自分ができること少しだけになりたい」という思いから、寄贈いただきました。

過去の広報なみえは、浪江町ホームページで閲覧できます。

URL <https://www.town.namie.fukushima.jp/site/kouhou/list10.html>



町内モニタリングポスト測定結果

*原子力規制委員会放射線モニタリング情報（町内93か所）

<https://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/>

*定期点検や通信回線の不具合などにより「調整中」となる場合があります。

(単位: $\mu\text{Sv}/\text{h}$)

地 区	測 定 地 点	測定開始時	1月1日	測定地點	測定開始時	1月1日
浪 江	旧法務署	0.28	1月1日	田末消防屯所	2.57	0.39
	浪江町役場	0.19	0.05	田房集会所	2.36	0.17
	権現堂集会所	0.59	0.15	陶芸の社おおぼり	16.96	2.63
	新町ふれあい広場	0.67	0.07	大堀総合グランド	1.87	0.30
	浪江消防署	0.25	0.09	大堀小学校	4.10	0.48
	請戸川土地改良区	0.39	0.13	小野田集会所	2.72	0.31
	浪江小学校	0.70	0.10	谷津田集会所	0.86	0.16
	JR浪江駅前	0.83	0.19	大字谷津田字乱幡前地内	1.87	0.39
	ふれあいセンター	1.07	0.23	谷津田取水場入口	1.02	0.52
	中央公園	1.09	0.11	酒井集会所	4.46	1.00
	双葉地方森林組合浪江事業所	0.98	0.22	室原田子平墓地	2.74	0.40
	国玉神社	4.72	0.39	室原北向集会所	3.37	1.22
	上ノ原配水場近傍	3.36	0.37	室原上組集会所	4.73	1.91
	川添葵山会館	4.31	1月1日	家老集会所	9.46	2.04
	浪江中学校	3.87	0.27	室原公民館	5.16	調整中
	南上ノ原町営住宅	2.46	0.25	上立野公民館	2.46	0.38
	中上ノ原町営住宅	3.80	0.21	刈野配水場	2.35	0.75
	しらうめ社	1.13	0.16	立野中多目的集会所	5.65	0.27
	橋渡牛渕集会所	4.12	調整中	下立野消防屯所	2.58	0.26
	高瀬浄化センター	0.27	0.11	浪江公民館刈野分館	3.22	0.62
幾 世 橋	丈六公園	2.84	0.30	刈野小学校	5.66	0.25
	高瀬多目的集会所	0.88	調整中	刈宿公民館	4.20	調整中
	佐屋前公民館	1.84	0.27	加倉運動公園	4.00	0.26
	いごいの村なみえ	0.38	0.23	福島県浪江ひまり荘	4.04	0.33
	なみえ創成小学校・なみえ創成中学校	0.25	0.08	加倉集会所	3.68	0.24
	幾内中継ポンプ場	0.37	0.16	酒田集会所	2.34	0.33
	幾世橋集会所	0.31	0.06	浪江高等学校	0.87	0.17
	幾世橋消防屯所	0.28	0.10	西台消防屯所	0.31	0.11
	町道小熊田宮田線交差点付近	0.32	0.10	藤橋消防屯所	1.00	0.11
	幾世橋小学校	0.45	0.08	大柄ダム管理事務所	1.50	0.64
	浪江町公民館幾世橋分館	0.27	0.06	羽附集会所	0.95	0.23
	浪江浄化センター	0.37	0.14	大字津島集会所	2.76	0.64
	大字棚塙字北棚地内	0.25	0.11	浪江町立津島小学校	5.53	0.46
	棚塙靈園	0.23	0.10	浪江町立津島中学校	2.59	0.61
	北棚塙総合集会所	0.23	0.06	福島県立浪江高等学校津島校	8.56	0.70
	棚塙集会所	0.11	調整中	下津島集会所	3.45	1.41
	大字棚塙字中舛倉地内	0.09	0.07	大字下津島字大和久地内	6.94	2.89
請 戸	大平山避難場所	0.35	0.16	津島活性センター	1.72	0.30
	浜街道松付近	0.32	0.13	南津島上集会所	3.44	1.57
	大字請戸集会所	0.10	調整中	南下コミュニティーセンター	8.03	1.79
	請戸小学校	0.13	0.09	赤宇木集会所	10.67	2.02
大 堀	小丸多目的集会所	30.98	6.33	葛久保集会所	12.80	2.27
	やすらぎ荘	16.92	6.58	手七郎集会所	10.96	2.44
	井手多目的研修センター	10.06	1.66	大柿簡易郵便局(葛尾村営バス停)	15.51	3.18
	末森中継ポンプ場	4.15	0.51	尾曾根消防屯所	17.82	3.14
	末森集会所	4.17	0.55	沢先集会所	2.60	0.90
	アクセスホームさくら	1.93	0.18			

町内空間線量測定結果

問 総務課防災安全係 Tel 0240(34)0229

上記モニタリングポストが設置されていない地点の空間線量測定結果をお知らせします。

シンチレーション式サーベイメータにより、地上1メートル地点の測定値を掲載しています。

(単位: $\mu\text{Sv}/\text{h}$)

地 区	測 定 地 点	測定値	地 区	測 定 地 点	測定値
浪 江	新町セブンイレブン付近	0.12	請 戸	請戸漁港	0.07
	常磐線陸橋東側	0.15		請戸小学校	0.10
	常磐線陸橋西側	0.20		中浜消防屯所付近	0.07
	川添字小丸田地内	0.49		両竹消防屯所付近	0.08
	国道6号高瀬交差点付近	0.05		大字字高瀬交差点付近	道路通行困難ため測定不可
	高瀬字小高瀬地内	0.25		大字丸字赤下地内	0.65
	貴布祢	0.12		大字丸字三程地内	1.91
幾 世 橋	北幾世橋字町尻地内	0.15	大 堀	津島字仲野作地内	0.82
	北幾世橋字荒井前地内	0.09		津島字谷津津地内	0.80
	棚塙字弥平追地内	0.09		上津島消防屯所	1.61
	浪江にじいろこども園	0.08		赤宇木字平地内	2.34
	請戸橋南側	0.09		尾曾根字尺石地内	2.69
*測定日は1月7日・8日です。					

問 原子力規制委員会原子力規制庁監視情報課
Tel 03(5114)2125
問 総務課防災安全係 Tel 0240(34)0229

水道料金申請による免除期間が令和3年3月31日まで延長となります

次の人にについては、申請により浪江町上下水道料金などが免除となります。

- ① 平成23年3月11日時点で浪江町に住民登録があった人
 - ② 上下水道料金免除の申請時において、浪江町に住民登録がある人
 - ③ 浪江町が発行する被災証明書の交付があった人
- ※すでに免除申請を提出した人は、再度申請する必要はありません。
- ※免除は浪江町の水道料金と下水道使用料のみです。また、事業用の水道料金および下水道使用料は対象外です。

※免除できるのは原則1使用者につき1か所です。

[免除の期間] 令和3年3月31日まで

[申請手続・必要書類]

上水道係、二本松事務所もしくは各出張所の窓口または郵送で手続をしてください。免除申請の手続をしない場合、料金免除にはなりません（申請時から免除となります）。

対 象 者	必 要 書 類
引き続き水道を使用する人	①申請書 ②住民票の写し（申請日から3ヶ月以内のもので個人番号（マイナンバー）の記載は不要）または被災証明書 ③本人確認ができる書類（健康保険証、運転免許証、年金手帳など） ※②はコピー可 ※③は原本を確認します。郵送で手続する場合はコピーを同封してください。
これから水道を使用する人	上記①～③の書類、開栓届

井戸水・沢水などの飲用水の確保について

問 住宅水道課上水道係
Tel 0240(34)0234

避難指示解除に伴い、浪江町に帰還し居住する人で、震災以前に使っていた井戸水や沢水が枯れてしまった、または、放射性物質の混入による不安があるなどの理由で困っている人を対象に、井戸の掘削を行います。

なお、上水道を使用していた人は、対象となりません。

詳細については、お問合せください。

浪江町内の水質検査結果

問 住宅水道課上水道係
Tel 0240(34)0234

町は、水道水の水質検査を毎月行っています。結果は次のとおりです。

採水月日：令和元年12月11日

検査項目	検査成績				水質基準
	小野田取水場 (淨水)	谷津田取水場 (淨水)	大堀取水場 (淨水)	刈野取水場 (淨水)	
一般細菌	0	0	0	0	1 ml中100以下
大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
塩化物イオン	3.5 mg/l	4.9 mg/l	3.4 mg/l	3.3 mg/l	200 mg/l 以下
有機物	0.3 mg/l 未満	0.3 mg/l 未満	0.3 mg/l 未満	0.3 mg/l 未満	3 mg/l 以下
pH値	6.7	7.7	7.6	7.4	5.8~8.6
味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
色度	1.0度未満	1.0度未満	1.0度未満	1.0度未満	5度以下
濁度	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満	2度以下

※水道法9項目(基本的項目)の検査結果です。 検査委託機関：株式会社環境測定サービス



近藤 賢さん(大堀)

取材者：認定特定非営利活動法人市民公益活動パートナーズ 古山・松田
取材日：12月16日

大堀相馬焼の心は受け継ぎながら、この新しい場所で、新たな焼き物の潮流をつくりたい



▲作品の前で、にこやかに撮影に応じてくださいました

福島市市街地から車で約15分。草野と四倉の間の海に程近い松林の中に、近藤さん親子の「陶吉郎窯」を擁する、ご自宅兼ギャラリーがあります。迎えてくださった賢さんに案内していただいたギャラリーは、お父様である学さんと、賢さんの作品が多数展示されており、その迫力に圧倒されました。

いわき市市街地から車で約15分。草野と四倉の間の海に程近い松林の中に、近藤さん親子の「陶吉郎窯」を擁する、ご自宅兼ギャラリーがあります。迎えてくださった賢さんに案内していただいたギャラリーは、お父様である学さんと、賢さんの作品が多数展示されており、その迫力に圧倒されました。

◆大堀に戻って半年後に、あの大災害に遭いました。僕は、東日本大震災の前の年、平成22年9月に、それまで修行していた栃木県益子町から大堀に戻ってきました。妻や子供はまだ栃木県にて、平成23年3月に大堀に越してくる予定になっていました。

震災直後は、両親や弟と共に福島市の叔母の所に避難しました。市植田に家を借り、工房と作品を販売する店も開きました。しかし、大堀に帰れるめどは向につかず、自分たちの棲家となる所をいろいろ探しました。そして、ようやく見付かったのが、ゆったりとした敷地に囲まれたこの建物です。ここなら「登り窯」を作つても火の心配はないし、工房や住居などの増築も思い通りにできそうです。地元の設計士さんにお願い

（）焼といふと、大抵、産地の名前が付きますが、大堀にふるさとの名では作ることができないのかもしれません。けれど、作り続けている人のこと、作品を見たいのですから、本来かつての大堀相馬焼は商業制作仕事をすることも多かつたんですが、父も僕も全部イチから

◆大堀相馬焼を継承しながら、作陶の新たな姿を創造したい

◆子供たちにも、いつか大堀を見せたいですね

（）焼といふと、大抵、産地の名前が付きますが、大堀にふるさとの名では作ることができないのかもしれません。けれど、作り続けている人のこと、作品を見たいのですから、本来かつての大堀相馬焼は商業制作仕事をすることも多かつたんですが、父も僕も全部イチから

（）焼といふと、大抵、産地の名前が付きますが、大堀にふるさとの名では作ることができないのかもしれません。けれど、作り続けている人のこと、作品を見たいのですから、本来かつての大堀相馬焼は商業制作仕事をすることも多かつたんですが、父も僕も全部イチから



浪江のこころ通信

• 第104号 •

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、そして福島第一原子力発電所の事故により、町内全域に出されていた避難指示は、平成29年3月31日に「帰還困難区域」を除き解除されましたが、多くの浪江町民は福島県内外に分散して避難生活を続けています。町を取り巻く状況が徐々に変化する中で、町民の皆さんのがどのような思いで生活し、ふるさとへの思いを抱いているのか。

「浪江のこころプロジェクト」は、町民の皆さんの声を「浪江のこころ通信（※1）」を通してお届けし、皆さんの思いや暮らしづくりを発信・共有しようとするものです。

一般社団法人東北圏地域づくりコンソーシアム（※2）が中心となり、全国各地のNPO、大学などの皆さんのが取材を進め、浪江町と連携し「浪江のこころ通信」を編集・発行しています。

※1 浪江のこころ通信は、町民の皆さんのがお話しした「こころ」を伝えることを大切にするため、取材者が聞き取ってまとめた原稿をほぼ原文のままで掲載しています。

※2 一般社団法人東北圏地域づくりコンソーシアムは、大学、NPO、企業、経済団体、行政などが連携したコミュニティ支援ネットワーク。仙台が本拠地。

「浪江のこころ通信／第104号」への感想をお寄せください。

[連絡先] ☎979-1592
浪江町大字幾世橋字六反田7番地2
「浪江のこころ通信」宛て
FAX 0240(34)4593



連絡先一覧

■浪江町役場本庁舎

〒979-1592

浪江町大字幾世橋字六反田7-2

TEL 0240(34)2111 FAX 0240(35)5352

■浪江町役場二本松事務所

〒964-0984

二本松市北トロミ573

TEL 0243(62)0123 FAX 0243(22)4223

■福島出張所

〒960-8018

福島市松木町9-11 松木町共栄ビル4階

TEL 024(535)0750 FAX 024(535)0753

■いわき出張所

〒970-8026

いわき市平字梅本15

(いわき合同庁舎4階会議室)

TEL 0246(24)0020 FAX 0246(24)0026

■南相馬出張所

〒975-0039

南相馬市原町区青葉町2-62-2

TEL 0244(23)1112 FAX 0244(23)1114



浪江町ホームページ
<https://www.town.namie.fukushima.jp/>

■浪江町議会事務局

〒979-1592

浪江町大字幾世橋字六反田7-2

TEL 0240(34)0254 FAX 0240(34)0264

■浪江町教育委員会

〒979-1592

浪江町大字幾世橋字六反田7-2

TEL 0240(34)5710 FAX 0240(34)3659

■浪江町地域スポーツセンター

〒979-1521

浪江町大字権現堂字下馬洗田5-2

TEL 0240(34)3941 FAX 0240(35)5885

■浪江町社会福祉協議会浪江事務所

〒979-1513

浪江町大字幾世橋字大添52-1

TEL 0240(34)4685 FAX 0240(35)5555

■浪江診療所

〒979-1513

浪江町大字幾世橋字六反田7-2

TEL 0240(23)6173 FAX 0240(34)2188

■仮設津島診療所

〒969-1404

二本松市油井字大窪118

TEL 0243(24)1431 FAX 0243(24)1438

子育て広場

子供に朝御飯を食べさせているのに、「集中力が続かない」「あくびをしている」「イライラしやすい」などの様子がある場合、献立を見直してみるといいかもしれません。

子供が喜んで食べる菓子パンやジュースなどは、手軽な朝食です。甘い物を禁止する必要はありませんが、睡眠を十分に取り、朝食もしっかり食べたはずなのに、午前中ぼんやりして集中できないという状態は、朝食のメニューが要因の一つであるとも考えられます。

糖分が多めのメニューであれば、もう1品、野菜や果物、ヨーグルトなどを付け足すことで低血糖を防ぐことができます。また、食後の血糖値の上昇を緩やかにするためには、食べる順番も大切です。まず一口目に、糖分が少ない野菜や肉、魚、汁物から食べ始めるように促しましょう。

そのときに気をつけたいことは、子供の楽しい食事の時間が食事指導にならないよう、「最初はおかず、次は御飯(パン)」といった合言葉などを子供と一緒に決めておくと、食べる順番を自然と覚えていくでしょう。

申・問 浪江にじいろこども園 TEL 0240(25)8619

プラス1の朝御飯

朝御飯は
食べては
いるけれど…



糖分の多い
食べ物を
取りすぎて…



プラス
+1



もう一品には
糖分の少ない食べ物を
選びましょう。